

中間取りまとめ案に盛り込むべき事項

- **義務表示について**

現在の義務表示項目は削減しないこと。

アレルギー表示、食品添加物表示などについて、消費者が求めれば情報を知ることができるような方法を取り入れてもよいのではないかと提案があったが、原則としては、現在の表示方法を変更すべきではない。

「表示が多くて見にくい」といわれるが、その多くは「任意表示」、言い換えれば「企業の宣伝したい表示」で、文字も大きく色刷りで目立つものが多い。このように任意表示が溢れている実態の中で義務表示の原則をくずすべきではない。

- **表示内容を第三者が承認する JAS マークについて**

第三者の組織の認証を受けることによって、監視が緩くなることが懸念される。不正表示が横行している現状では賛成できない。

- **景品表示法について**

食品衛生法と JAS 法とは共通点が多いが、景品表示法による食品表示は少し異なるのではないかと指摘があったが、景品表示法を今回の見直しの対象外のような考え方は賛成できない。

優良誤認・強調表示・消費者に誤認を与える表示・不当表示などの点は景品表示法と JAS 法の共通の視点が必要となるので、あくまでも食品衛生法、JAS 法、景品表示法の一本化を目指すべきである。

- **低アルコール飲料の表示について**

特に最近増加している低アルコール飲料は、一見して清涼飲料と見分けがつかない。未成年者の誤飲防止、及び表示の誤認防止のために一見して識別できるような表示が必要である。